

(案)

令和7年度 PPA方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業
に関する実施協定書

吹田市（以下「発注者」という。）及び●●●●株式会社（以下「受注者」という。）は、発注者・受注者間で締結した「令和7年度 PPA方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業」に係る電力供給契約について、再生可能エネルギー電力供給に必要な設備の設置、運用等の細目的事項等に関して、次のとおり合意し、実施協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、「令和7年度 PPA方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業」（以下「本事業」という。）の実施にあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本契約とは「千里第三小学校・第二中学校で使用する再生可能エネルギー電力供給」（令和●年●月●日付締結）をいう。

(事業の実施)

第3条 受注者は、本事業の実施にあたり、関係法令に加え、実施要領、仕様書、作成要領、提案書及び公募に係る質問書と回答書（以下「実施要領等」という。）の内容を遵守しなければならない。

(財産分界点、責任分界点)

第4条 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点は、別紙1のとおりとする。

(設備の設置、仕様)

第5条 各施設に設置する主要設備は別紙2のとおりとし、その配置は別紙3のとおりとする。

2 受注者は、設備の設置に関し、法規制等に基づく適切な運用を行えるよう、適宜、発注者と協議の上、これを実施する。

(設備の所有権)

第6条 設備の所有権は、本事業の事業期間を通じて受注者に帰属する。

2 発注者は、設備の移転、改造（交換・増設・一部の取り外しを含む。）等、現状を変更する行為を行うときは、あらかじめ書面により受注者の承諾を得るものとする。

3 発注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 設備の第三者への転貸、譲渡

(2) 設備を目的とした抵当権等の担保設定

(設備の運転使用)

第7条 受注者は、関連法規を遵守し、善良な管理者の注意をもって設備を管理するものとする。

(案)

- 2 発注者は、設備について異状もしくは故障があり、電力供給及び充放電に影響を及ぼすことを発見した場合、受注者にその旨を連絡し、設備の回復に必要な初動対応に協力する。
- 3 受注者は、設備の維持及び運用に関して、発注者（電気事業法施行規則第52条第2項に規定する外部委託承認制度に基づく委託契約先を含む。）が選任した電気主任技術者と責任分界点、保全の内容等の協議を行い、保安規程に基づく年次点検を実施し、設備の円滑な運転管理・維持管理に努める。
- 4 設備を設置した施設について、発注者が別途、改修工事等を実施する場合は、受注者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じるものとする。設備の移設に伴う費用負担については、市が行う。
- 5 本事業の実施期間中に、施設に雨漏りが生じた場合は、受注者は原因究明に協力するとともに、原因が設備設置に起因すると明らかに証明された場合には受注者が責任を負い、受注者の負担により速やかに修復を行う。

(維持管理業務)

第8条 受注者は、別紙4の維持管理計画書に規定する事項等に従い、かつ、関連法規を遵守し、設備が正常な使用状態を保つよう維持管理業務を実施するものとする。

- 2 各年度の維持管理業務の実施内容及びその結果について、その都度、発注者に報告する。
- 3 設備の修理に要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 法令制度の新設又は改正等により新たに義務が課され、点検・保守項目が追加された場合、受注者は、法を遵守し、当該点検・保守を実施する。なお、当該点検・保守に係る費用は、受注者の負担とする。なお、追加の点検・保守については、発注者受注者協議の上、合理的に実施できるよう協力する。
- 5 発注者は、受注者及び受注者の委託先が、点検・保守等のために設備設置場所に立ち入ることを承諾するなど業務が円滑に遂行できるよう協力する。
- 6 発注者は、受注者の点検・保守業務に必要な情報提供等の協力を行う。
- 7 設備の点検・保守業務に必要な次の資材等の提供について、発注者は真摯に協議に応じるものとする。

(1) 現場事務所、作業員控え室、機器保管倉庫等の仮設に必要な敷地、便所、洗面所

(2) 作業用敷地、駐車場

- 8 受注者は、大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設及び施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すものとし、確認結果を発注者に報告する。

(設備の改造)

第9条 受注者は、設備の最適な稼働を図るため、発注者の承諾を得て、設備の改造（交換・増設・一部の取り外し含む）を行うことができる。

- 2 法令制度の新設又は改正等により設備の稼働に直接影響を受ける場合、受注者は、発注者受注者協議の上、設備が円滑に稼働できるよう改造等を実施する。なお、当該改造等に要する費用は、受注者の負担とし、当該改造等に要する費用が最小限となるように、発注者受注者は協力する。
- 3 発注者が設備設置場所に変更を加えたため、設備の稼働に影響が出た場合、対応については

(案)

基本協定書別紙のリスク分担表に基づき発注者受注者協議の上決定する。

(設備の滅失・毀損)

第10条 設備が、発注者の責に帰すべき事由により滅失又は毀損し修理不可能になった場合、本契約は終了となり、設備の返還や費用負担等に関する取扱いについては電力供給契約書の規定を準用する。ただし、受注者に保険金が支払われた場合、発注者はその限度において支払いを免れる。

2 設備が、受注者の責に帰すべき事由により滅失又は毀損し修理不可能になった場合、本契約は終了となり、受注者は、自己の負担において設備を撤去する。この場合、発注者は本契約終了日以後の当該設備より生じる電力量料金の支払いを免れる。

3 設備が、天変地異、戦争、暴動、内乱、争議その他の不可抗力及び発注者受注者いずれの責にも帰すことのできない事由により滅失又は毀損し修理不可能になった場合、本契約は終了となり、その際の撤去費用や受注者の解約に掛かる費用などについては、発注者受注者の協議により費用負担を定める。

(補則)

第11条 本契約又は本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、発注者受注者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

(非常時の電力供給)

第12条 停電を伴う非常時（以下「非常時」という。）の電力供給は別紙5のとおりとする。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、発注者受注者それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

発注者 吹田市

代表者 吹田市長 後藤 圭二 (印)

受注者 所在地 ●●市●●町●丁目●番●号

商号又は名称 ●●株式会社

代表者 代表取締役 ●●●● (印)

電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点（案）

- ・単線結線図を赤（PPA事業者）・黒（本市）で色分けしたものを事業者に作成いただく想定。

各施設に設置する主要設備（案）

[illegible]

主要設備の配置図（案）

- ・設備導入工事を実施する際に作成する平面図を添付いただく想定。

維持管理計画書（案）

施設名		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10年目
定期点検	PV及び蓄電池										
部品交換	蓄電池ファン										
	蓄電池空調										
	計量器										
故障対応	PV及び蓄電池										

施設名		11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
定期点検	PV及び蓄電池										
部品交換	蓄電池ファン										
	蓄電池空調										
	計量器										
故障対応	PV及び蓄電池										

※定期点検は年1回以上実施し、本施設の保安規程に定める年次点検項目を含む（月例点検はPPA事業者or吹田市委託先にて実施する）。

定期点検 項目

点検機器		点検項目	点検内容	チェック
モジュール	目視	表面ガラスの汚れ・破損	ガラス割れ、ごみ付着の確認	
		フレームの変形・破損	モジュールフレームの変形・破損の確認	
		配線の破損・変形・断線・固定	モジュールケーブルの損傷、状態の確認（目視可能な範囲で実施）	
		コネクタの損傷・緩み	コネクタの損傷、緩みの確認（目視・触診可能な範囲で実施）	
		固定ボルト・ナットの緩み・脱落	固定ボルト・ナットの緩み、脱落の確認	
架台・基礎	目視	架台各部のボルトの緩み	ボルトの緩みの確認（抜き打ち）	
		架台の腐食・錆	腐食、錆の確認	
		架台の変形・損傷	架台の変形、レベルの確認	
蓄電池	目視・確認	外箱の腐食・破損	腐食、損傷のないこと	
		外箱の固定状態	異音、異臭、過熱のないこと	
		異音、異臭および過熱	固定ボルトの緩みの確認	
		端子の緩み・焼損	端子台の緩み、焼損の有無確認	
		配線・配管の破損・変形・断線	配線・配管の損傷、状態確認	
PCS	目視・確認	外箱の腐食および破損	腐食、損傷のないこと	
		外箱の固定状態	固定ボルトの緩みの確認	
		異音、異臭および過熱	異音、異臭、過熱のないこと	
		防水状態	未使用ボートの防水カバーが封止されていること	
		端子の緩み・焼損	端子台の緩み、焼損の有無確認	
		接地ケーブルの接続	接地ケーブルがしっかりと接続されていること	
		配線・配管の破損・変形・断線	配線・配管の損傷、状態確認	
		動作確認	正常起動、動作の確認	
	測定	開放電圧測定	ストリングごとの開放電圧測定※監視機器にて確認可能な場合はデータ確認	
		絶縁抵抗測定	点検端子（PVストリング）による絶縁抵抗値の測定	
ケーブル	目視	ケーブルの損傷・断線	ケーブルの傷、破損の確認	
		ケーブル保護材の確認	PF0、VE管、タック等の確認	
その他	目視	発電メーター動作	メーターが正常に動作していること	
		その他	雑草など日射に影響があるものがないかを確認	

停電を伴う非常時の電力供給（案）

- 1 学校施設に導入する設備は非常時には防災用電源として活用する
- 2 設備の設置場所、防災用電源の具体的な供給対象は、各校の図面のとおり
- 3 設備の操作方法等は、別途各校に納める「非常時の設備操作マニュアル」に記載する
- 4 蓄電池を設置している学校は以下のとおりの運用とする
 - （1）電力供給期間中は満充電時の容量が初期容量の●%以上を確保できるよう対応する
 - （2）平常時は、非常時に備えて最低●kWhの残量を確保して放電する
 - （3）非常時は、蓄電池の残量及び太陽光発電設備の自立運転による発電電力も使用する